

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 25 日

鳥取県西部総合事務所長 荒田 すみ子

1 調達内容

(1) 品名及び数量

アルミ製スノーポール他調達業務 一式

(2) 規格及び発注見込数量等

入札説明書による

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 19 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札に当たっては、入札説明書別添アルミ製スノーポール他調達業務仕様書（以下「仕様書」という。）の 2 に示す業務の各品目 1 点当たりの単価に、予定数量を乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として入札書（入札説明書様式第 4 号）に記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）にそれぞれの実績数量を乗じて得た金額の合計額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の単価欄にそれぞれ記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定数量は最低数量を保証するものではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が工事用材料類の鋼材、セメント・アスファルト類又は諸材料のいずれかに登録されている者であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所県民福祉局会計総務課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先
〒683-0054 鳥取県米子市糺町一丁目 160
鳥取県西部総合事務所県民福祉局会計総務課
電話 0859-31-9672

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月25日(水)から同年3月4日(水)までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/s-sougou/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月25日(水)から同年3月4日(水)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月12日(木) 午後1時30分 即時開札
鳥取県西部総合事務所 第2会議室(1号館2階)

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出物」という。)を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に令和8年3月4日(水)午後5時までに提出し、入札資格確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、事前提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載の単価(税抜)にそれぞれの仕様書の2に示す発注見込数量を乗じて得た金額の合計額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づい

て作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。